

# 洛西ニュータウン通りの愛称づくり委員会 規約

---

## 第1章 総則

---

(名称および事務局)

第1条 本会は、洛西ニュータウン通りの愛称づくり委員会（以下委員会とする）と称し、事務局を、洛西支所まちづくり推進担当に設置する。

(構成)

第2条 本会は、以下のメンバーで構成する。  
委員長、副委員長、委員（洛西ニュータウン創生推進委員会委員、西京土木事務所長、学識経験者、環境チーム）。

(目的)

第3条 洛西ニュータウン通りの愛称づくり委員会は、次のことを目的とする。

- 1 「通りの愛称」により、まちの文化・財産を知り、誇りを持ち、それらを大切に  
にする。
- 2 通りの特徴をあらわした「通りの愛称」により、わかりやすい通り名にする。
- 3 「通りの愛称」を通して、洛西の魅力を発信し、洛西ニュータウン以外の人にも  
洛西のすばらしさを周知する。
- 4 「洛西ニュータウン通りの愛称づくり」の企画・実施を行う。

(取り組む課題)

第4条 本委員会は、目的遂行のために次の事業を行う。

- 1 委員会の開催
- 2 「通りの愛称」の公募
- 3 選定会の開催
- 4 その他、通りの愛称づくりに関連した調査、研究、事業等

---

## 第2章 役員

---

(役員)

第5条 本委員会は、次の役員をおく。

- 1 委員長 1名
- 2 副委員長 1名
- 3 会計 1名
- 4 会計監査 2名
- 5 事務局（京都市洛西支所まちづくり推進担当、環境チーム）

(役員の任務)

第 6 条 役員は、次の業務を遂行する。

- 1 委員長は、本会を代表し、この運営を統括する。また、必要な会議を招集し、行事を行う。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事情がある場合には、その任務を代行する。
- 3 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(その他の役員)

第 7 条 必要に応じ、学識経験者等の特別職を置くことができる。

- 2 特別職は、委員会の推薦を受け、委員長が委嘱する。

---

## 第3章 機 関

---

(委員会)

第 8 条 委員会の審議事項は次のように定める。

- 一 愛称募集路線
  - 二 事業実施要綱
  - 三 「洛西ニュータウン通りの愛称選定会」実施要項
  - 四 選定後の実施内容
  - 五 その他、必要と認められる事項。
- 2 審議事項は、出席者の過半数の賛成で議決する。

(委員会の招集)

第 9 条 委員会の招集は委員長が行う。

---

## 第4章 会 計

---

(経費)

第 10 条 本会の経費は、洛西ニュータウン創生推進委員会の予算の一部で賄う。